



△道路行政に關係ある法律、命令、訓令、通牒等苟くも道路行政に當る人々の知らざるべからざること凡て本欄に於て紹介す
 △道路行政に關し生じたる疑問は本欄に於て回答するを以て會員諸氏は隔意なく質問あらん事を望む

◎法令日記

編輯子の机上日記中より法律、勅令、内務省令等を登載す

九月二日

- 一 内務省令第二十四號 大阪都市計畫事業運河新設擴張受益者負擔ニ關スル件
- 一 内務省令第二十五號 大阪都市計畫事業路面改良受益者負擔ニ關スル件

九月六日

- 一 官廳事項 交通審議會規則設置ノ件

九月八日

法令

- 一 内務省令第二十七號 國立公園法施行規則中改正ノ件

九月十三日

- 一 内務省告示第二百八十五號 佐世保都市計畫街路事業及之カ執行年度左ノ通決定シ昭和八年九月八日內閣ノ認可ヲ得タリ其ノ街路ヲ表示シタル圖面ハ佐世保市役所ニ備ヘ置キ縦覽ニ供ス

九月十五日

- 一 鐵道省告示第四百二十號 省營自動車路線名稱ノ件

九月十六日

- 一 内務省告示第二百八十六號 都市計畫法第一條ノ規定ニ依リ新潟縣見附町指定

九月二十日

- 一 内務省告示第二百八十七號 都市計畫法第二條第一項ノ規定ニ依リ新潟縣見附町ノ區域トス

九月二十日

- 一 内務省告示第二百九十號 内務省ヲ昭和八年九月二十九日ヨリ東京市麴町區外櫻田町一番地ニ移轉ス

九月二十二日

- 一 内務省告示第二百九十九號 昭和二年四月内務省告示第三百八號中「愛知縣」ノ次ニ「新潟縣、靜岡縣、長野縣、宮城縣、廣島縣、福岡縣」ヲ加フ(參照)昭和二年四月一

日内務省告示第三百八號ハ地方官官制ノ規定ニ依リ土木

部ヲ置ク府縣ノ件ナリ

一 勅令第二百五十號 自動車交通事業法ハ昭和八年十月一日

ヨリ之ヲ施行ス

一 勅令第二百五十一號 自動車交通事業法第三十七條第三項

ノ規定ニ依ル補償ニ關スル件

一 鐵道省訓令第一號 自動車交通事業法ノ施行ニ關シ取扱方

決定ノ件

交通審議會規程 (昭和八年九月六日官廳事項)

第一條 交通審議會ハ内閣總理大臣ノ監督ニ屬シ其ノ諮問ニ應

ジテ各種交通ノ聯絡統制ニ關スル重要事項ヲ調査審議ス

審議會ハ前項ノ事項ニ付關係各大臣ニ建議スルコトヲ得

第二條 審議會ハ會長一人及委員十員二人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

特別ノ事項ヲ調査審議スル爲必要アルトキハ臨時委員ヲ置ク

コトヲ得

第三條 會長ハ内閣總理大臣ヲ以テ之ニ充ツ

委員及臨時委員ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ國務大臣及學識

經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

第四條 會長ハ會務ヲ總理ス

會長事故アルトキハ内閣總理大臣ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス

第五條 審議會ニ幹事ヲ置ク内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ關係各

廳高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

幹事ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

自動車交通事業法ノ施行ニ關スル取扱方

(鐵道省訓令第一號 昭和八年九月二十五日)

第一條 自動車運輸事業ノ路線ノ運轉系統ノ變更ニシテ路線ノ

全部又ハ一部ガ六大都市内ニ在リ且他ノ路線ニ影響ヲ及ボス

處アルモノヲ認可セントスルトキハ處分前鐵道大臣ニ稟伺ス

ベシ

第二條 自動車運輸事業以外ノ自動車ニ依ル運送事業ニシテ左

ノ各號ノ一ニ該當スル事業ノ經營ヲ免許セントスルトキ事業

種別ヲ變更シテ左ノ各號ノ二ニ該當スル事業ヲ經營セントス

ルモノヲ認可セントスルトキ又ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル事

業ニ付路線ノ重要ナル變更ヲ認可セントスルトキ若ハ事業ノ

承繼ヲ許可セントスルトキハ處分前鐵道大臣ニ稟伺スベシ

一 路線ヲ定メ定期ニ非ズシテ物品又ハ名所、舊蹟等ノ遊

覽客ヲ運送スルモノ

一 路線ヲ定メ有價ニテ特定ノ學校、工場等ノ學生、生徒

職工其ノ他ノ特定人ヲ運送スルモノ

第三條 自動車運輸事業以外ノ自動車ニ依ル運送事業ニ付旅客

定員八人以上ノ車輛ヲ使用セシメントスルトキハ免許其ノ他

ノ處分前鐵道大臣ニ稟伺スベシ

第四條 前三條ノ規定ニ依リ稟伺ヲ經タルモノヲ處分シタルト

キハ其ノ都度鐵道大臣ニ之ヲ報告スベシ